



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、平成27年の国勢調査では高齢化率は26.7%となっています。瑞浪市でも、平成27年に団塊の世代が65歳を迎えて以降、後期高齢者人口はますます増加し、今後も、高齢化がさらに進行することが予測されています。

本市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、市民一人ひとりが、生きがいを感じながら、いきいきと充実した生活を送れる地域づくりを進めています。

しかし、高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯のますますの増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、介護者の孤立などの問題への対応が課題となっています。

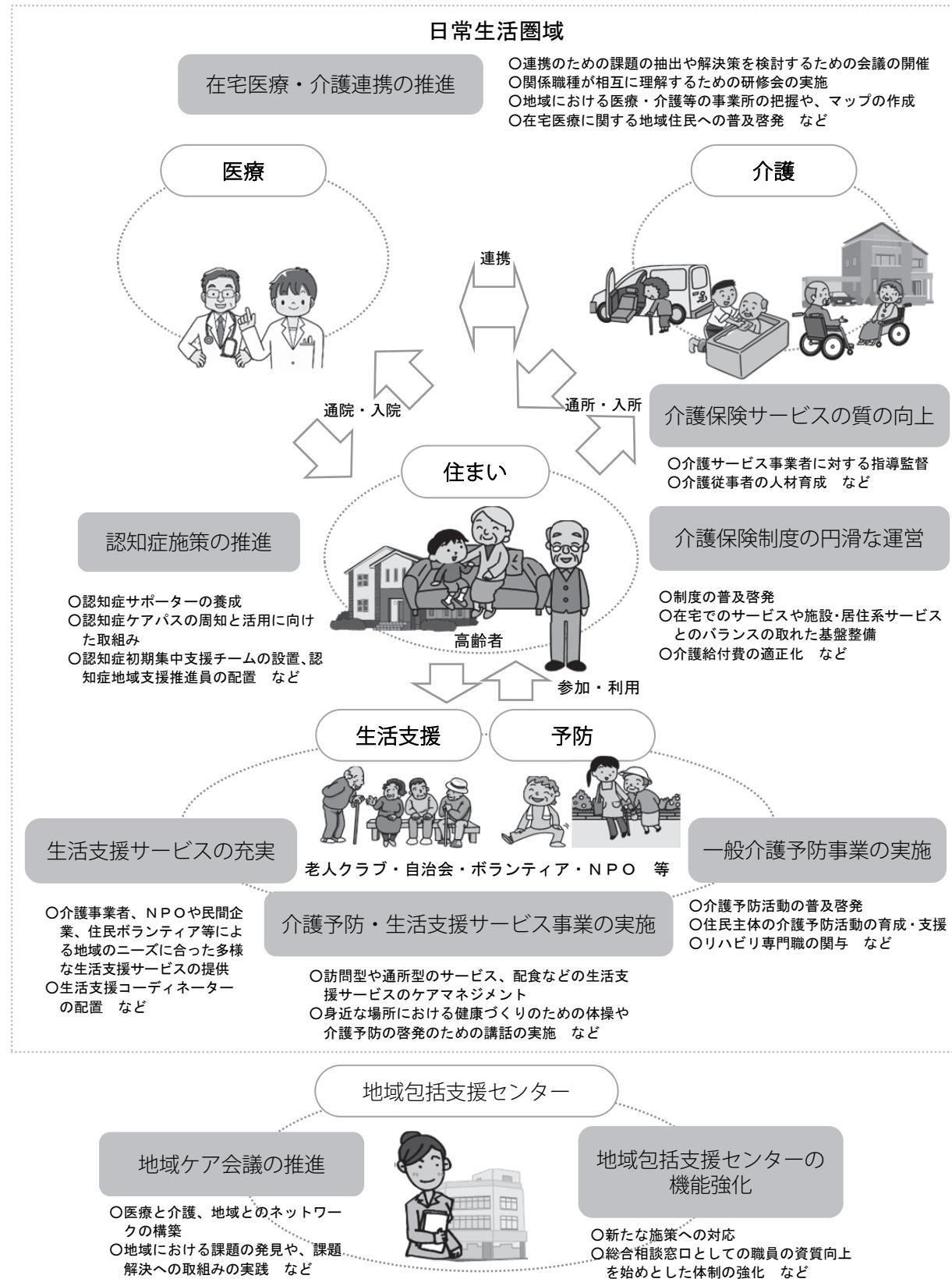
また、平均寿命が伸びている一方、介護が必要となる期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が喫緊の課題となっています。平成28年7月に厚生労働省に設置された「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部は、この仕組みをさらに強化し、高齢者に限らず、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域で生活するための課題について、地域住民が「我が事」として取り組む仕組みと、市町村が「丸ごと」相談できる体制づくりの推進を掲げています。

こうした国等の動向を踏まえるとともに、平成29年度には、本計画の第6期計画期間（平成27年度～29年度）が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指す新たな計画を策定します。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。介護が必要になつても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しています。

図 地域包括ケアシステムのイメージ



| 2 計画の性格と位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の8第 1 項に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画で、保健・医療・福祉の関係機関と住民がともに協力しあって取り組むための共通指針としての性格を持ちます。

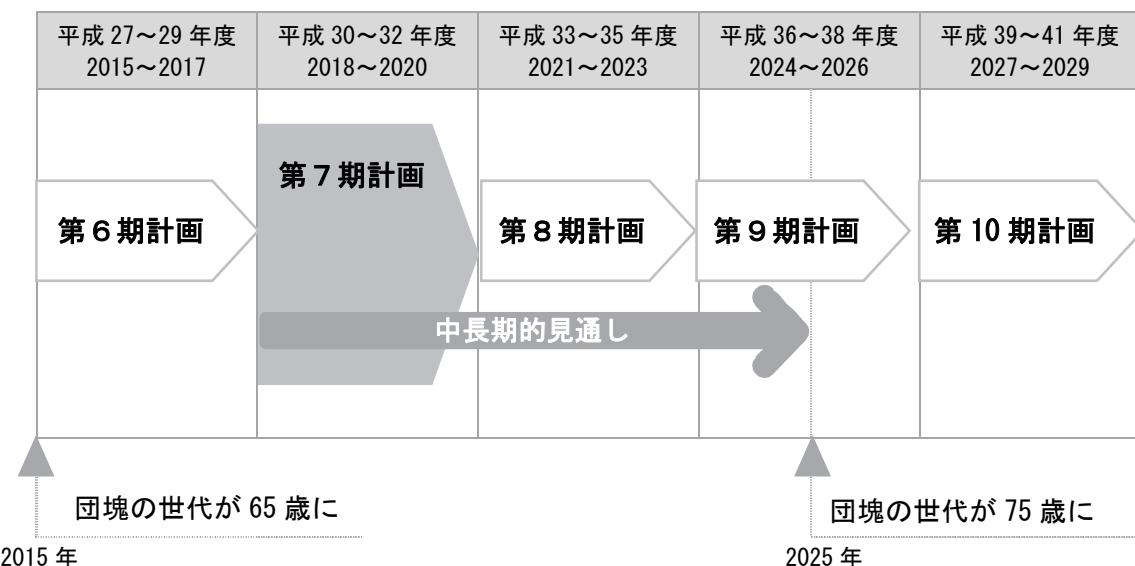
介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

平成 26 年度からの 10 年間を計画期間とする「第 6 次瑞浪市総合計画」及び「瑞浪市地域福祉計画」を上位計画とし、本市の関連計画との調和、国・県の関連計画との整合を図り、瑞浪市地域福祉計画の理念に基づき策定するものです。

| 3 計画の期間

本計画の対象期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が 75 歳になる 2025 年（平成 37 年）までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

具体的には、国勢調査などから推計される平成 32 年（2020 年）及び平成 37 年（2025 年）における高齢者人口などを基に、瑞浪市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。



4 介護保険制度の改正内容

介護保険制度については、計画の期間に合わせ、3年ごとに大きな見直しが行われます。第7期計画に合わせて行われる今回の制度改正において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、改正が行われています。

主な改正内容は以下のとおりです。

項目	主な改正内容
保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	○高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただぐための取組を進めることが必要であることから、全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、 ① データに基づく課題分析と対応 (取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載) ② 適切な指標による実績評価 ③ インセンティブの付与 を法律により制度化。
新たな介護保険施設の創設	○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設である介護医療院を創設。
地域共生社会の実現に向けた取組の推進	○「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 • 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。 ○この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 • 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 • 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制 • 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 ○地域福祉計画の充実 • 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。 ○新たに共生型サービスを位置づけ • 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、新たに共生型サービスを位置付ける。
現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し	○世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】
介護納付金における総報酬割の導入	○第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。 各医療保険者は、介護納付金を、第2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。（激変緩和の観点から段階的に導入）【平成29年8月分より実施】

5 計画の策定体制

(1) 推進委員会の設置

本計画は、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、医療・福祉関係者、被保険者（市民）代表、有識者、行政機関による、瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会を設置し、高齢者施策について策定しました。

(2) 高齢者実態調査の実施

本計画には地域住民の意見を盛り込むことが必要であり、介護保険事業計画の見直しに先立ち、高齢者の日常生活や健康状態、介護保険制度に対する意見・要望等を把握することにより、今後、介護保険制度が利用者にとってより良いものとなるよう、介護保険事業運営の基礎資料とするために高齢者実態調査を実施しました。

区分	一般高齢者	在宅介護	サービス提供事業所	介護支援専門員		
調査地域	瑞浪市全域					
調査対象	瑞浪市在住の 65 歳以上の方	瑞浪市在住の 65 歳以上のうち在宅介護をしている世帯	瑞浪市内の介護サービス提供事業者	瑞浪市内の介護サービス提供事業者に勤務する介護支援専門員		
対象者数	1,000 通	800 通	49 通	64 通		
回収数	771 通	516 通	41 通	47 通		
回収率	77.1%	64.5%	83.7%	73.4%		
抽出方法	無作為抽出		全数調査			
調査方法	郵送による配布・回収					
調査期間	平成 29 年 3 月					

6 計画の策定後の推進体制

(1) 計画の進行管理

本計画に記載した目標の実施状況を毎年把握し、介護保険運営協議会に報告します。

(2) 庁内及び関係機関等の連携体制の強化

庁内の関係各課による連携体制の強化や情報共有・意見交換を図り、上位計画となる地域福祉計画との整合をとりながら、計画を推進します。また、庁内のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護各機関との連携が欠かせないため、関係者や市民に計画の趣旨や内容を周知し、関係機関や地域団体との連携を強化し、協力体制づくりを進めています。

(3) サービス提供事業者等の取り組み

サービス提供事業者が必要なサービスの提供に努め、市内の介護サービス事業所間で、情報提供、意見交換を図るための連携強化を進めるとともに、講演、研修等による人材の育成とサービスの質の向上を目指します。

また、市民に対し、事業者のサービス内容をわかりやすく情報提供し、利用者がサービス提供事業者を適切に選択できるよう努めます。

適切な介護サービスが行われるよう、サービス事業者に対する指導監査体制を強化していきます。